

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第9号

令和元年第4回（9月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月20日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 令和元年9月30日（月）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和元年第4回定例会 会期 9月30日 1日間

応招議員（12名）

1番	中	山	廣	子	議員	2番	石	川	誠	司	議員	
3番	榎	本	菜	保	議員	4番	藤	井	栄	一	郎	議員
5番	山	崎	巨	裕	議員	6番	大	島		勉	議員	
7番	高	橋	健	一	郎	議員	8番	関	根	香	織	議員
9番	森		伊	久	磨	議員	10番	斎	藤	信	治	議員
11番	木	佐	木	照	男	議員	12番	中	川	幸	廣	議員

不応招議員（なし）

令和元年第4回（9月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和元年9月30日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第8号～議案第10号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明
- 9 議案第8号の内容説明
- 10 議案第8号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第9号の内容説明
- 14 議案第9号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第10号の内容説明
- 18 議案第10号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議員派遣について
- 22 副管理者の挨拶
- 23 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	中山	廣子	議員	2番	石川	誠司	議員
3番	榎本	菜保	議員	4番	藤井	栄一郎	議員
5番	山崎	巨裕	議員	6番	大島		勉議員
7番	高橋	健一郎	議員	8番	関根	香織	議員
9番	森	伊久磨	議員	10番	斎藤	信治	議員
11番	木佐木	照男	議員	12番	中川	幸廣	議員

欠席議員（なし）

議長より出席要求者

町井孝行	蓮田市 みどり 環境課長	安野弘之	白岡市 環境課長
内田薫	代表監査 委員		

説明のための出席者

中野和信	管理者	小島卓	副管理者
中野敦一	会計 管理者	折原浩幸	事務局長
黒崎晃	次長兼 庶務課長	齋藤晃	廃棄物 対策課長
小林秀之	施設課長	藤井勇年	リサイクル 推進課長

事務局職員出席者

書記	高橋利男	書記	大矢周治
書記	土橋秋宏	書記	齋藤芳和
書記	中里直樹	書記	片岡司
書記	長谷川薫		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○藤井栄一郎議長 本日は、9月定例議会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○藤井栄一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○藤井栄一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

6番 大 島 勉 議員

7番 高 橋 健 一 郎 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○藤井栄一郎議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月30日の1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

◇

◎諸報告

○藤井栄一郎議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○藤井栄一郎議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

折原事務局長。

〔事務局長朗読〕

○藤井栄一郎議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第8号～議案第10号の一括上程

○藤井栄一郎議長 議案第8号から議案第10号までを本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明

○藤井栄一郎議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。藤井栄一郎議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和元年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに、まずもって厚く御礼申し上げる次第でございます。また、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。日ごろ両市をはじめ、当組合進展のため、議員の皆様には多大なるご尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げる次第であります。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。

初めに、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

ご説明申し上げます。今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案9号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,351万9,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、前年度の繰越金が確定したことから、繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、2款総務費については、執行額の確定した予算の減額を行うものでございます。

また、3款衛生費においては、ごみ焼却施設での維持補修に係る消耗品並びに補修工事費用の増額をお願いするほか、安全対策の一環として、ごみの一般持ち込み者への案内表示として、区画線並びに看板設置等を施工することから、増額をお願いするものでございます。また、10月1日、あすから消費税増税に伴い、18件の債務負担行為限度額の補正をお願いするものでございます。

次に、議案第10号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をしたところでございます。歳入総額は15億9,464万300円、歳出総額は15億7,038万9,272円でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2,425万1,028円でございます。実質収支額につきましては、形式収支額から繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源の47万5,200円を差し引いた2,377万5,828円となっております。

この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員さんのご審査をいただいておりますので、意見書を付してご提案申し上げます。次第でございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○藤井栄一郎議長 管理者提出議案の総括説明が終わりました。



◎議案第8号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第6、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について内容説明を申し上げます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、同法第44条の規定により、地方公務員法第16条が改正されたことに伴い、職員が成年被後見人等に至ったことをもって失職することがなくなることから、所要の改正をするものでございます。

改正の概要でございますが、地方公務員法第16条の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、同条を引用している条例第14条、第17条、第17条の2及び第18条の各規定の文言整理を行うものでございます。

なお、改正される地方公務員法の施行日に合わせ、附則といたしまして、本条例は令和元年12月14日から施行するものでございます。

以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第8号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第7、議案第9号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、議案第9号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして内容説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,351万9,000円とするものでございます。

続いて、第2条におきましては、債務負担行為の補正をするものでございます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入では繰越金を増額し、歳出では総務費及び衛生費を増額するものでございます。詳細な内容につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

2ページ及び3ページにつきましては、施設維持管理運転業務委託費をはじめ18件の債務負担行為につきまして、10月1日からの消費税増税に伴い、令和2年度以降の限度額の補正をお願いするものでございます。

それでは、5ページをお開き願いたいと存じます。まず、歳入につきましてご説明を申し上げます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことから、377万5,000円の増額を計上するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げますので、6ページをごらんいただきたいと存じます。2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費の12節役務費につきましては、新たに場内作業車を購入するに当たり、車輛1台分の自動車損害賠償責任保険並びに任意保険の加入費用を計上するものでございます。

次に、13節委託料につきましては、電気設備点検業務委託費、庁舎定期清掃業務委託費及び場内環境保全業務委託費において、契約額確定による執行残を減額するものでございます。また、用地測量業務委託費につきましては、都市計画区域の見直しを行うため、組合敷地の用地測量調査が必要なことから、測量費用を計上するものでございます。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、15節工事請負費の計量室周辺安全対策工事につきましては、ことしの3月に完成いたしました計量室及び、あわせて変更した台貫計量のシステムによりまして、一般ごみの持ち込み車輛の動線が変更になったことから、計量室周辺の動線案内、注意標識等の安全対策を講ずるための対策工事を行うものでございます。

次に、2目じん芥処理費、11節需用費の消耗品費につきましては、ごみ焼却施設に排気ガスの温度を下げるために急冷塔という設備がございますが、この内部にあるミスト状の水を噴霧するためのノズルが、経年劣化により腐食したことから、現場用部材費といたしまして、このノズル3本を購入する費用を計上するものでございます。

次に、機械点検整備料につきましては、クレーン点検整備ほか3件の契約額確定による執行残を減額補正するものでございます。

次に、15節工事請負費でございますが、粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、契約額確定による執行残を減額するものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、急冷塔から排出されたばいじんを運搬するためのコンベア用のヒーターが、経年劣化により故障したため、補修をする工事費用をお願いするものでございます。

次に、18節備品購入費、場内作業車購入費につきましては、白岡蓮田環境事業協同組合が所有する中古のパッカー車を購入するものでございまして、場内での運搬作業以外に、BDF燃料を利用して走行することができる特徴を生かし、廃食用油リサイクルのPR用として、社会科見学やエコプラザまつり等での展示や説明用車輛として利用したいと考えております。

次に、3目し尿処理費、11節需用費の機械点検整備料につきましては、ポンプ等点検整備ほか1件の契約額確定による執行残を減額するものでございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

○藤井栄一郎議長 説明が終わりました。



◎議案第9号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 一つ質問させていただきます。

歳出のほうの6ページの財産管理費の中の用地測量業務委託費なのですが、済みません、用地測量の意味合いがよくわからなかったので、詳しく説明をお願いします。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 こちらの用地測量につきましては、今現在の組合の所有する土地が一つにまとまっている状況ではなく、市道、要するに白岡市の道路が敷地を分断する部分が一部ございまして、それは、こちらから行くと右奥のほうのストックヤードと組合の施設との間に道路が1本通っているのですけれども、実際問題これからここで何か施設を建てようとした場合、都市計画区域の変更というものが必要となります。都市計画区域を決定する際には、その中に一部道路が入っていることは好ましくないと。一つの敷地を一体として都市計画区域決定をなささいという、これは県の指導もございます。また、河川区域、元荒川があるのですけれども、そちらの河川区域のところについても、一部河川区域をまたがってフェンスを設置している現状がございます。そちらを一体的に見直すために、今後の施設建設等も視野に入れて用地測量を行って、まずはその道路部分について、区画を明確にしたいということからの費用を計上させていただいております。

以上です。

○藤井栄一郎議長 6番、大島議員。

○6番 大島 勉議員 3款衛生費の中の備品購入費なのですが、先ほど車輛の購入ということでお聞きはしたのですけれども、31万円という金額ですけれども、大分安価かなとは思っているのですが、それが一括の金額なのか、分割なのか、まずお聞きしたいのですが。

○藤井栄一郎議長 小林課長。

○小林秀之施設課長 まず、金額ですけれども、これは総額でこの金額を設定しております。値段が安いというか、この金額になるという理由が、その車輛自体が平成16年初年度登録でございまして、もう15年使っておりますので、その辺の減価償却等を含めてその値段を設定したものでございます。

以上です。

○藤井栄一郎議長 6番、大島議員。

○6番 大島 勉議員 わかりました。そうすると15年たっているということなのですが、安全に乗れるという部分で何年ぐらいの稼働を考えているのか、ちょっとお聞きできればと思います。

○藤井栄一郎議長 小林課長。

○小林秀之施設課長 安全性につきましては、まずその車輛を場外に出すということではなく、この場内で使うのが前提とされていますので、整備を適宜しながら、なるべく長い間使いたい。どこまで使えるかというのは、なかなか難しいところではありますが、できるだけ長く使いたいと考えています。

以上です。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第9号 令和元年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

○藤井栄一郎議長 日程第8、議案第10号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで内田代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時25分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を、朗読を省略して内容説明を求めます。

中野会計管理者。

○中野敦一会計管理者 おはようございます。それでは、平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

お手数ですが、お手元の資料の蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から6款諸収入まででございます。

1ページ一番下の歳入合計欄を横にごらんいただきたいと思います。予算現額15億8,654万4,000円に対しまして、収入済額は15億9,464万300円でございます。予算現額に対しまして100.5%となっております。また、前年度収入済額と比較いたしますと3,101万9,163円の増額となり、率にして2.0%の増でございます。

それでは、1款分担金及び負担金から説明させていただきます。1項分担金につきましては、組合規約に基づく両市の分担金でございます。予算現額10億3,996万2,000円に対しまして、収入済額は10億3,996万2,000円で同額でございます。

次に、2項負担金につきましては、両市の不燃物の収集運搬に係る経費の負担金でございます。

予算現額8,118万7,000円に対しまして、収入済額は8,097万2,500円で、マイナス21万4,500円でございます。この理由は、蓮田市、白岡市の世帯数が想定より伸びなかったため、マイナスとなったものでございます。分担金、負担金を合わせました収入済額は11億2,093万4,500円でございます。歳入決算額の70.3%を占めております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項使用料につきましては、リサイクルプラザの会議室等の使用料並びに自動販売機設置料、電柱使用料などの行政財産使用料でございます。予算現額7万7,000円に対しまして、収入済額は8万8,900円でございます。

2項手数料につきましては、ごみ及びし尿の処理にかかわる手数料でございます。予算現額3億5,467万5,000円に対しまして、収入済額は3億6,156万4,692円でございます。収入率は101.9%でございます。

次に、3款財産収入でございます。1項財産運用収入につきましては、施設整備基金の運用利益でございます。予算現額2万6,000円に対しまして、収入済額は2万6,622円でございます。

2項財産売却収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類売却等の売却収入でございます。予算現額7,509万1,000円に対しまして、収入済額は7,638万831円でございます。収入率は101.7%でございます。

次に、4款繰入金につきましては、平成30年度はございませんでした。

次に、5款繰越金でございます。1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。予算現額3,056万円に対しまして、収入済額は3,056万692円でございます。

次に、6款諸収入でございます。1項預金利子につきましては、定期預金積み立てによる預金利子でございます。予算現額2万3,000円に対しまして、収入済額は2万3,774円でございます。

2項雑入につきましては、東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故に起因する東京電力賠償金（平成29年度分）並びに台風21号及び台風24号を原因とした施設の一部破損に係る共済金のほか、有料広告掲載料金並びに職員、委託業者の駐車場使用料などがございます。予算現額494万3,000円に対しまして、収入済額は506万289円でございます。収入率は102.4%でございます。

次に、歳出につきまして申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思います。1款議会費から5款予備費まででございます。一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額15億8,654万4,000円に対しまして、支出済額は15億7,038万9,272円でございます。翌年度繰越額は47万5,200円でございます。執行率は99.0%でございます。

まず、1款議会費につきましては、予算現額140万7,000円に対しまして、支出済額は127万8,475円でございます。執行率は90.9%でございます。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費につきましては、予算現額3億4,656万8,000円に対しまして、支出済額は3億4,494万8,805円でございます。執行率は99.5%でございます。職員給与費や事務管理経費などがございます。

2 項監査委員費につきましては、予算現額 8 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 8 万 2,600 円でございます。執行率は 93.9%でございます。

次に、3 款衛生費につきましては、予算現額 10 億 9,430 万 3,000 円に対しまして、支出済額は 10 億 8,193 万 5,538 円でございます。執行率は 98.9%でございます。施設維持管理に要する補修・交換工事等の経費並びにごみ収集業務委託料及び焼却灰・ばいじん・ガラス類・ペットボトル等の処分委託料などがございます。

次に、4 款公債費につきましては、予算現額 1 億 4,231 万円に対しまして、支出済額は 1 億 4,214 万 3,854 円でございます。執行率は 99.9%でございます。

次に、5 款予備費につきましては、当初予算額 500 万円のところで、リサイクルプラザ屋内ストックヤードシャッター 3 カ所が、台風 24 号の影響による強風にあおられ破損したため、313 万 2,000 円を修繕料へ充用したことにより、予算現額は 186 万 8,000 円となっております。なお、支出済額はゼロ円でございます。

次に、21 ページをお開きいただきたいと思ひます。事項別明細書の最後のページになりますが、一番下に歳出合計欄がございますので、そちらをごらんいただきたいと思ひます。当初予算額は 15 億 6,743 万 9,000 円でしたが、補正予算額といたしまして 1,910 万 5,000 円の増額補正をいたしましたので、予算現額 15 億 8,654 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 15 億 7,038 万 9,272 円で、翌年度へ繰り越しする繰越明許費は 47 万 5,200 円でございます。

次に、23 ページをお開きいただきたいと存じます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 15 億 9,464 万円から歳出総額 15 億 7,038 万 9,000 円を差し引いた歳入歳出差引額は 2,425 万 1,000 円となります。翌年度へ繰り越しすべき財源は 47 万 6,000 円となりましたので、実質収支額は 2,377 万 5,000 円となります。

次に、24 ページ、25 ページをお開きいただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、(1)、土地及び建物のうち土地につきましては、公衆用道路を宅地へと地目変更登記したことにより、小数点以下の地籍分 0.68 平米分の増となりました。また、建物は、計量室の建設に伴い、その他の施設として 116.89 平方メートルの増となっております。

次に、26 ページをお開きいただきたいと思ひます。物品につきましては増減はございません。

最後に、27 ページの基金につきましては、施設整備基金として、前年度末現在高 1 億 6,021 万 9,000 円で、決算年度中増減高が 502 万 7,000 円でございます。決算年度末現在高は 1 億 6,524 万 6,000 円でございます。

以上、簡単でございますが、決算の概要について説明を終わらせていただきます。

○藤井栄一郎議長 会計管理者の説明が終わりました。

事務局による細部説明を求めます。

折原事務局長。

○折原浩幸事務局長 それでは、平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

お手持ちの歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開き願います。また、あわせて主要な施策の成果に関する説明書の14ページ、15ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入から申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合規約第13条に基づきまして、均等割25%、平成30年1月1日現在の人口割75%に相当する額を両市にご負担いただいたものでございます。按分率で申し上げますと、蓮田市が53.1656%、白岡市が46.8344%の負担割合でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約及び組合条例に基づき、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただいたものでございます。

次に、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室及び会議室の使用料でございます。年間の申し込み件数として149件、総利用人数としては1,388人の利用がございました。

次に、2項1目手数料、1節ごみ手数料でございますが、ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ、燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋476万5,875枚の販売額でございます。

次の搬入ごみ手数料でございますが、組合に直接持ち込まれた廃棄物の処理手数料でございます。一般廃棄物につきましては、税別で10キロ当たり143円、産業廃棄物が10キロ当たり239円の手数料を徴収したものでございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、粗大ごみを各家庭の玄関先で収集した処理手数料でございます。主なものといたしまして、布団、ソファー、たんす、机などを収集したものでございます。年間で2,675件、6,848品目を収集いたしました。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の医院、薬局などから排出される感染性廃棄物などの処理手数料でございます。年間で156件の依頼を受け、延べ623個を収集、処分したものでございます。

次の廃タイヤ・バッテリー処分手数料につきましては、年1回開催しておりますタイヤ・バッテリー引取会における引き取り手数料でございます。持ち込まれた件数は76件で、前年度と比較して11件の増でございます。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される廃プラスチック類を収集運搬並びに処分するために使用する有料指定ごみ袋約4,250枚の販売額でございます。

次に、2節し尿手数料でございますが、主要な成果に関する説明書では16ページになります。し尿汲取処理手数料につきましては、汲取り式トイレを利用されている家庭の汲取り手数料で、1世帯につき税別で382円、1人につき同じく334円でございます。

次のし尿量目汲取処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや公園などに設置されるトイレの汲取り手数料でございます、税別で10リットル当たり86円を徴収したものでございます。

次のし尿処理施設使用手数料につきましては、許可業者による延べ1万4,435キロリットルの浄化槽汚泥を受け入れた手数料でございます。

続きまして、決算書の次のページ、7ページ、8ページをお開き願いたいと存じます。3款1項1目利子及び配当金につきましては、延べ4件の施設整備基金の運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、各種資源物の売却益でございます。主要な施策の成果に関する説明書では17ページになります。まず、鉄・アルミ売却につきましては、鉄、アルミ、粗大鉄等593トンの売却益でございます。前年度と比較しますと、数量が約22トンの増となり、また売却単価の値上がりもあったことから、約389万円の増となっております。

次のペットボトル売却につきましては、ペットボトル約265トンの売却益でございます。前年度と比較しますと、数量は約9トンの増となりましたが、売却単価の値下がりにより約103万円の減となっております。

次の古紙類売却につきましては、各集積所から収集する新聞、雑誌、段ボール、布類及び市民の方々が当組合へ直接搬入した古紙類の中から回収した雑誌、段ボール、布類など約2,551トン売却したものでございます。前年度と比較しますと、数量は約44トンの減となり、売却単価の値下がりも重なりまして約760万円の減となっております。

次のリサイクル家具売却につきましては、エコプラザにおきまして毎月開催しているリユース品抽選販売やリユース品常時販売における日用品や衣類など合計2,027件のほか、エコプラザまつりにおけるリユース品販売並びに再生肥料の売却益でございます。

次の小型家電等売却につきましては、小型家電リサイクル法に基づく小型家電製品や携帯電話、パソコンなど約292トンの売却益でございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、6款1項1目組合預金利子につきましては、平成30年度中に資金運用を行った計20件の定期預金利子でございます。

次に、2項1目雑入につきましては、ごみ収集日程表の広告収入並びにリサイクルプラザで開催しております体験講座の参加費、職員及び委託業者の駐車場利用料のほか、平成29年度分の東京電力損害賠償金並びに公有建物災害共済金等でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。決算書の9ページ、10ページをお開き願います。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬及び旅費のほか、議会運営に要した経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、特別職等の報酬でございます。

2節給料から5節災害補償費までは、職員33名分に係る人件費等でございます。

7節賃金につきましては、事務補助として延べ3名分の臨時職員をお願いしたものでございます。次に、11節需用費のうち消耗品費については、コピー用紙やコピー機使用カウント料及びトナーカートリッジなどの消耗品等の購入に要した経費でございます。

続きまして、決算書の11ページ、12ページ、主要な施策の成果に関する説明書21ページをお願いいたします。13節委託料でございますが、上から3行目の例規データベース保守管理業務委託費につきましては、定期的な例規データの更新並びに例規集の追録加除に要した経費でございます。

次に、3つ飛びまして、広報誌作成業務委託費につきましては、年3回発行している環境センターだよりの作成に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、環境啓発推進事業業務委託費につきましては、市内小中学校から排出される廃食用油をバイオディーゼル燃料として、ごみ収集車4台に使用する事業並びに環境センター見学者等への啓発事業として委託した経費でございます。

次の搬入関係伝票作成業務委託費につきましては、ごみを組合に持ち込みした際に使用する計量伝票、し尿清掃券並びに集積所警告シールなどの作成に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、ごみ分別アプリ業務委託費につきましては、ごみの分別などの市民向けの情報を発信しているスマートフォン用のアプリケーションソフトウェアの管理などの業務委託に要した経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、施設見学用機材及び庁用車用ドライブレコーダーを購入したものでございます。

続きまして、決算書の13ページ、14ページ、主要な施策の成果に関する説明書の22ページをお開き願います。2目財産管理費の11節需用費の上から3つ目の修繕料につきましては、台風21号及び24号により被害のあった屋内ストックヤード電動シャッター合計4枚の修繕に要した経費でございます。なお、緊急に修繕する必要があったことから、同13節委託料から29万9,000円を流用し、予備費から313万2,000円を充用したものでございます。

次に、12節役務費でございますが、火災保険料につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、エコプラザなどの建物備品災害共済保険料などでございます。

次の13節委託料の上から2つ目の庁舎定期清掃業務委託費につきましては、管理棟を含めた各施設の清掃業務及び作業環境測定等に要した経費でございます。

次に、4つ飛びまして、公会計書類作成支援業務委託費につきましては、企業会計的な要素を取り入れ、実際の財政状況をわかりやすくするために、財務書類4表の作成等に要した経費でございます。

次に、15節工事請負費の管理棟修繕工事につきましては、管理棟2階の空調設備の入れかえに要した経費でございます。

次に、3目施設整備基金費、25節積立金につきましては、施設整備基金の積み立てによる基金及び運用利子でございます。

次の4目公平委員会費から2項1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、決算書の15ページ、16ページ、主要な施策の成果に関する説明書の23ページをお開き願います。3款1項1目清掃総務費でございますが、11節需用費の2行目、燃料費につきましては、ごみ焼却時に使用する重油及び重機等の燃料である軽油を購入した経費でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料として1億1,632万8,294円を要したほか、水道料やガス代に要した経費でございます。

次に、12節役務費でございますが、指定ごみ袋売捌き手数料につきましては、販売した指定ごみ袋1枚につき約3円を手数料として取扱店に交付したものでございます。

次の清掃券売捌き手数料につきましては、販売した清掃券の額の3%を取扱店に交付したものでございます。

なお、指定ごみ袋の販売が予測した数量を大きく上回り、予算に不足が生じたため、11節の需用費から17万2,000円を流用させていただきました。

次に、13節委託料でございますが、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用のそれぞれ3種類の指定ごみ袋の製作と指定ごみ袋取扱店への配送業務に要した経費でございます。

次に、粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託費につきましては、インフォメーションセンターにおいて、粗大ごみ収集の予約受け付けや問い合わせ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受付を行う委託業務に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、計量受付業務委託費につきましては、組合に直接持ち込まれる廃棄物の計量受付及び搬入ごみ手数料の徴収業務に要した経費でございます。

次の計量室建設工事監理業務委託費につきましては、計量室建設工事の監理業務並びに建設設計変更業務を委託した経費でございます。

次の施設維持管理運転業務委託費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設の運転管理業務の委託に要した経費でございます。

次の環境センター内施設機器点検業務委託費につきましては、エレベーター及び自動扉の保守点検に要した経費でございます。

次の計量システム更新業務委託費につきましては、計量室の台貫計量の一方通行化を図る上で計量システムを更新する必要があったことから、その更新業務を委託した経費でございます。

なお、同目11節からの70万円の流用につきましては、指定ごみ袋の販売枚数が予測を上回り、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費の予算に不足が生じたことから、流用したものでございます。また、同目12節からの44万1,000円の流用につきましては、計量室建設工事の設計に変更が生じたこ

とから流用したものでございます。

次に、15節工事請負費でございますが、計量室建設工事につきましては、計量室の建設並びに計量器本体移設工事に要した経費でございます。

次のページ、17ページ、18ページをお開き願います。27節公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ごみ処理施設がばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物などの発生量に応じて賦課金を納付したものでございます。

次に、2目じん芥処理費の11節需用費のうち上から4つ目の薬品費につきましては、ごみの焼却に伴い発生する塩化水素を中和除去する消石灰並びに窒素酸化物を中和除去する尿素水のほか、ばいじんの無害化処理に必要なキレート剤などの薬品を購入した経費でございます。なお、この薬品費につきましては、運搬コストの高騰に伴い、予算不足が生じたことから、同日13節じん芥処理費から31万5,000円を流用させていただきました。

次の機械点検整備料につきましては、コンプレッサー点検整備ほか2件の整備に要した費用でございます。

次に、13節委託料でございますが、ごみ・粗大ごみ処理施設精密機能検査業務委託費につきましては、法令に基づきまして、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の施設状況と処理機能状況を検査する業務を委託した経費でございます。

次の燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、両市内のごみ集積所からの燃えるごみ、燃やせないごみ、飲食料用缶、ガラス類、ペットボトル、古紙・布類などの収集並びに公共施設からの燃えるごみ等の収集に要した経費でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、ごみを焼却する過程で排出された焼却灰及びばいじんなどの資源化または最終処分に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、ごみ処理施設機器保守点検業務委託費につきましては、ごみ処理施設に設置されているクレーンの年次点検業務委託費ほか、5件の機器保守点検に要した経費でございます。

次のガラス類・ペットボトル等処分業務委託費につきましては、ガラス類・ペットボトル、蛍光管、乾電池、タイヤ、剪定枝などの処分をそれぞれ委託した経費でございます。詳細につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の30、31ページをごらんいただきたいと存じます。

次の粗大ごみ収集業務委託費につきましては、粗大ごみを家庭の玄関先まで戸別に訪問して収集する業務の委託に要した経費でございます。

次の医療系廃棄物収集処分業務委託費につきましては、両市内の医院や薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集及び処分の委託に要した経費でございます。

次の集金業務委託費につきましては、粗大ごみ収集、し尿収集及び事業系廃プラスチック類収集に係る手数料の集金業務委託に要した経費でございます。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集の委託に要した経費でございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございますが、重機借上料につきましては、環境センター場内で使用するフォークリフト等4台の重機の借上料でございます。

次の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用トラックの借り上げに要した経費でございます。

次に、15節工事請負費でございますが、主要な施策の成果に関する説明書では34ページになります。まず、焼却炉補修工事につきましては、耐火物補修工事及び焼却炉内補修工事に要した経費でございます。

次の粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、粗大ごみ処理施設の切断機補修工事に要した経費でございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、機器冷却塔水槽交換工事のほか、ごみ処理施設の補修工事や緊急補修工事など計13件の工事に要した経費でございます。

続きまして、次のページ、19ページ、一番上の16節原材料費につきましては、施設の補修などに使用するVベルト、パッキン、フィルター及び機器の補修に使用する部材の購入に要した経費でございます。

次に、18節備品購入費につきましては、現場連絡用の無線機、防犯用カメラ、折り畳み式メッシュパレットを購入した経費でございます。

次に、3目し尿処理費でございますが、11節需用費の上から2行目の機械修繕料につきましては、電動シャッター修繕ほか2件の修繕に要した経費でございます。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、し尿を処理する過程で使用する高分子凝集剤、液体硫酸アルミニウム、次亜塩素酸ソーダなどの薬品の購入に要した経費でございます。

次の機械点検整備料につきましては、遠心分離機、ポンプなど計5件分の点検整備に要した経費でございます。

次に、13節委託料でございますが、し尿収集業務委託費につきましては、両市の延べ8,541世帯分の生し尿の収集を委託した経費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿処理施設にある高度処理用活性炭の交換並びに各種貯留槽内の沈澱物の清掃、処分業務を委託した経費でございます。

1つ飛びまして、脱水污泥処分業務委託費につきましては、し尿を処理する過程で発生する脱水污泥をリサイクル及び処分する業務を委託した経費でございます。

次に、15節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事につきましては、污泥搬出用コンベア補修工事のほか2件の工事に要した経費でございます。

次に、16節原材料費につきましては、し尿処理施設で使用するVベルト、ボールバルブ及び膜カ

ートリッジなどの補修材料を購入した経費でございます。

次に、4目リサイクル促進費、8節の報償費につきましては、エコプラザで実施している体験講座並びにエコプラザまつりにおける物づくり体験を依頼した講師17名分の謝礼でございます。なお、夏休みに親子で体験できる講座を開催してほしいとの要望が多く、公開講座を1件追加したことにより、報償費に不足が生じたため、同目13節委託料から5,000円を流用させていただきました。

次の11節需用費の消耗品費につきましては、し尿汚泥再生肥料800袋の購入やエコプラザまつりで実施した牛乳パックとの交換会の品物として、トイレトペーパー2,000個などの購入に要した経費でございます。

次に、12節役務費の傷害保険料につきましては、リサイクルプラザで開催した体験講座の参加者に対する傷害保険でございます。なお、体験講座の参加者が増加したことにより、保険料に不足が生じたため、同目11節需用費から3,000円を流用させていただきました。

次に、13節委託料のリサイクルプラザ運営業務委託費につきましては、土曜日、日曜日を中心に施設運営の補助及び家具等の補修業務をシルバー人材センターへ委託した経費でございます。

続いて、4款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、地方債の元金で、ごみ処理施設が9件、リサイクルプラザ併設型ストックヤードが4件、合計13件の元金償還でございます。

次に、2目利子につきましては、地方債の利子で、ごみ処理施設が10件、リサイクルプラザ併設型ストックヤード4件、合計14件の利子償還でございます。なお、主要な施策の成果に関する説明書の41ページに詳細について掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、決算書の21ページ、22ページをお開き願います。5款予備費、1項予備費につきましては、台風24号によるリサイクルプラザ付近のストックヤードのシャッターが破損したことにより、緊急的に修理が必要となったことから、その修理費用に充てるため、313万2,000円を充用したものでございます。

以上で平成30年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、決算審査を監査委員に受けていただいておりますので、代表監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。

内田代表監査委員。

○内田 薫代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました内田薫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、中川監査委員との合議により作成いたしましたお手元の決算審査意見書に基づき、2人を代表いたしましてご報告をいたします。失礼ですが、着席にて報告をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。第1の審査の対象、第2の審査の期日は、記載のと

おりでございます。第3、審査の方法であります。会計管理者、事務局長から平成30年度における事務の成果並びに評価、課題について説明を求めたほか、平成30年度にあつては、従来の審査項目に加え、不用額及び執行額の状況についての報告を求めました。また、あわせて不正・違法行為の防止対策、内部統制の徹底についても報告を求めました。

この説明を受けた後、各所属長から平成30年度の歳入歳出決算に係る主要事業の概要及び歳入歳出決算の状況並びに契約に関する説明を求めました。また、疑問点などについては、追加資料の提出を求め、確認をいたしました。

次に、第4、審査の結果でございます。平成30年度の一般会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、各計数は適正なものとして認められました。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要について申し上げます。まず、1、総括でございます。歳入決算額は15億9,464万300円、歳出決算額は15億7,038万9,272円でございます。形式収支額は2,425万1,028円となり、この形式収支額から翌年度への繰越財源47万5,200円を控除した実質収支額は2,377万5,828円の黒字となっております。

次の2、財政規模の推移でございますが、平成30年度は平成29年度に比べて、歳入決算額は3,101万9,163円で2.0%の増額、歳出決算額は3,732万8,827円で2.4%の増額となっております。この増額の主な内容は、歳入におきまして、平成26年度に5億3,860万円借り入れたごみ焼却施設延命化事業及び平成27年度に7,140万円借り入れたごみ焼却施設延命化事業の償還元金5,570万1,000円の開始により、蓮田市では1,500万円、白岡市では1,579万6,000円、合計で3,079万6,000円の分担金が増額となったことによるものでございます。

また、歳出におきましては、財産管理費において、管理棟空調機更新工事を実施したこと、清掃総務費において計量室建設工事を実施したことにより増額となったものの、ごみ処理施設に係る機器補修工事が3,849万7,000円の減額となったことから、前年度と比較して工事請負費が減額となりましたが、歳出全体としては起債償還金及び施設整備基金の積み立てにより増額となったものでございます。

次の3ページから8ページは、平成29年度と比較した歳入歳出の執行状況を款別に記載いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、9ページの財産に関する調書でございます。1は公有財産、2は物品、3は基金の状況でございます。その明細につきましては、決算書の24ページから27ページにかけての財産に関する調書に記載したとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、第9の「むすび」でございます。審査の結果については、1ページに記載したとおりでございますが、審査の結果を踏まえ、以下の提言、要望事項を述べさせていただきます。

まず、1、会計事務の適正処理についてでございます。第2款使用料及び手数料、第2項手数料、

2目手数料、2節し尿手数料のし尿汲取手数料収入処理において、収入金額「7万9,665円」のところを「7万9,655円」と誤記して納付書の発行を行い、入金処理を行っていました。その後、10円の請求不足金が判明したことにより、後日不足した10円が納付されておりました。会計伝票処理に当たっては、常に照合、確認を行い、適正な執行を行うよう要望するものでございます。

次に、2、予算執行管理についてでございます。歳出予算において、補正予算で減額していながら、結果として補正予算額を超える不用額が生じているものや、予算流用増額をしながら不用額が発生した科目が見受けられました。地方自治法施行令第150条による予算執行計画に基づき予算が配当されていることから、配当された予算については、計画的かつ効率的に執行するとともに、その目的が達成できるよう、着実な執行管理を行うことを要望するものであります。

次に、3、補正予算の計上額について申し上げます。12月補正予算において、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償の減額を行っていましたが、同審議会委員の日額報酬については減額の補正がされておらず、不用額となっております。補正予算を計上する際は、関係する項目は、同様に補正予算措置を行うよう要望するものであります。

続きまして、11ページになります。契約期間の変更についてでございます。廃タイヤ処分業務委託及び廃バッテリー処分業務委託において、契約期間がともに3月15日までとなっております。廃タイヤ処分業務委託にあつては、完了日が10月31日、検査日が11月9日となっております。また、廃バッテリー処分業務委託につきましては、完了日、検査日ともに10月19日となっております。以上のことから、契約期間よりも業務が早く完了したのであれば、契約マニュアルに沿って、完了日に合わせ、変更契約を行うべきであります。

以上で平成30年度一般会計決算審査の報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤井栄一郎議長 代表監査委員の報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第10号に対する質疑

○藤井栄一郎議長 これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

森議員。

○9番 森 伊久磨議員 9番、森です。

説明書のほうでちょっと聞きたい点がありまして、15ページなのですが、手数料、ごみ袋の有料指定袋の手数料なのですが、これが57万8,375世帯で2億2,000万円の処理手数料収入があったということなのですが、まず先ほど470万枚と。その枚数が何枚であるのかという点をもう一度確認をしたいということと、燃えるごみ45リッターとか30リッター、20リッター、燃やせないごみの45リッター、30リッター、20リッターとそれぞれ袋の種類が違うと思うのですが、その種類のそれぞれの販売枚数及びその金額というのをを出していただきたいということ。

あと、実際に今度売捌き手数料がありますよね。23ページに指定ごみ袋売捌き手数料ということで、単価3円だということで1,473万円の手数料支出があるわけですが、これがその枚数と3円で割ったときに合致しているのか。指定袋として販売した枚数と、要は1枚当たり3円で、各お店に手数料として支払いしているわけですから、その枚数が合致しているのか。軽く計算したら合致しないので、別の計算式があるのかなという気がするのですが、合致しているのか。しかもこれが何でまた件数で、枚数表示しないのか。売捌き枚数にならないのかということ。関連しているので、質問させてもらっていますが。

もう一つ関連で、24ページ、指定ごみ袋製作及び配送業務委託で4,700万ありますが、これもそれぞれの種類のごみ袋の製作枚数というのをちょっと知りたいという。その製作枚数に対して、どれだけの収入があって、どれだけの手数料を支払っているのか。総合計はわかるのですが、それぞれの枚数というのを知りたいということです。大丈夫でしょうか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 ご質問なのですけれども、まず指定ごみ袋の総枚数でよろしいでしょうか。総枚数は476万5,875枚でございます。種類なのですけれども、まず燃えるごみの指定ごみ袋につきましては45リットル、30リットル、20リットルで、それぞれの枚数でございますけれども、まず燃えるごみの45リットルにつきましては301万1,500枚。続きまして、30リットルが127万1,000枚、20リットルは36万5,500枚。続きまして、燃やせないごみの45リットルの袋が6万枚。6万ちょうどです。同じく30リットルが3万2,500枚、20リットルが2万5,375枚、合わせまして476万5,875枚になります。

〔「売捌き」と言う人あり〕

○齋藤 晃廃棄物対策課長 売捌き手数料につきましては、袋の種類といたしますか、大きさにかかわ

らず、1枚につき約3円でございます。正確に申し上げますと3円に105分の108掛けをしております。これを指定ごみ袋の取扱店さんにお支払いしております。

〔「3円に100」と言う人あり〕

○齋藤 晃廃棄物対策課長 105分の108掛けでございます。

〔「そうすると実質幾らになるのですか」と言う人あり〕

○齋藤 晃廃棄物対策課長 約3.086円でございます、1枚につき。

それから、販売枚数と売捌き手数料が合致しているのかというお話でございますので、これは当然のことながら合致しております。

それから、指定ごみ袋の製作、配送業務につきまして、これについても枚数といたしますか箱数、1箱、例えば燃えるごみを例にとりますと1箱に250枚入っている箱があるのですけれども、その製作と配送を委託した費用になっております。よろしいでしょうか。

〔「種類ごとの製作枚数をちょっと」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時42分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名であります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 済みません、最後のご質問でございますけれども、まず指定ごみ袋店さんに配送した量が委託料になります。具体的な数字ですけれども、申し上げます。燃えるごみの45リットルが1万2,046箱、続きまして30リットルが5,084箱、燃えるごみ用の20リットルが1,462箱、燃やせないごみの45リットルが480箱、燃やせないごみ30リットルが260箱、燃やせないごみ20リットルが203箱でございます。

以上です。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 では、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの製作の箱数と実際に販売した枚数というのは、合計、1箱250枚というと、瞬時に計算できないのですけれども、これは合致しているということなのですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 合致しております。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 3回目。私は何が言いたいかというと、製作単価というのは、関根議員のほうで調べているのですよね。45リッターの製作単価というのが1枚10円。10.7円。30リッターのほうで6.5円、20リッターが4.6円、燃やせないごみ袋のほうの45リッターが11.5円、30リッターが9円、20リッターが6.2円ということで、一番衛生組合にとって利幅が大きいのが、先ほどの販売枚数も含めて考えると、燃えるごみの45リッターが、手数料を払っても、34円ぐらい組合に入る金額なのです。480円で売っていますね。だから、1枚当たり48円ではないですか。10.7円の製作単価、3円の売捌き手数料、それを引くと大体34円ぐらいです。その34円が、先ほどのご答弁では、470万枚のうちの300万枚で一番売り上げている種類のごみ袋になっているのです。

これから関根議員が指摘されると思いますけれども、ごみ袋の単価が高いというお話が市民からよくあるということで、単価と価格の妥当性と販売量をそれぞれを見て、例えば全部が全部下げるといってではなくて、例えば45リッター、一番利幅が高くて一番売れているわけではないですか。だから、そういうところを例えばもうちょっと見直しをすとか。総量でやるのではなく、そういったことも考えられるのではないかなというのを、それを言いたいためにちょっと伺わせていただいたのですけれども。

例えば30リッターの単価で言えば、うちの組合に入る利幅で言えば28円です。20リッターだと20円、燃やせない45リッターは9円しかないのです。燃やせないごみ30リッターだと7円、燃やせないのも20リッターだと48円というので、利幅が、燃える45リッターと燃えない20リッターでは30円も違うということなのです、売捌き手数料が1枚当たり3円というのが全部横並びで一緒であるとすれば、わかりますかね。そういう見直し等々というのはされたことはありませんかというのを最後に質問させていただきます。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 見直しの検討を行ったことがあるかどうかという点で申し上げますと、廃棄物減量等推進審議会がございます。そちらに手数料についての見直しということで以前諮問をさせていただきました。その中で、指定ごみ袋の値段と申しますか、販売価格については妥当であろうというようなご意見をいただいております。

これは参考までに申し上げますと、この指定ごみ袋のそれぞれの値段設定につきましては、この指定ごみ袋は平成12年の4月から導入されていただいておりますけれども、それ以前は1世帯当たり月額で500円、年額で言いますと6,000円の固定の金額で手数料として徴収させていただいております。当時モニタリング調査もしまして、1世帯当たりどれぐらい使うであろうということを調査をさせていただいて、その年額6,000円を超えることのない範囲内でそれぞれの値段のほうを設定していただいたという経緯がございます。

以上になります。

○藤井栄一郎議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。

今の森議員の質疑からちょっとつながる点があるのですが、まず前段として、平成30年度の有料指定袋による歳入、これが前年度比でおよそ950万円増の約2億2,000万円ということでありましたけれども、これに関連して有料指定袋の価格をお聞きします。

まず、質疑の前段としまして、環境省より出されております一般廃棄物処理事業実態調査、こちらをもとに蓮田、白岡両市の1人1日当たりのごみ排出量を見ますと、20年前、ごみ袋が有料化前、有料化直前の平成11年度については、蓮田市が976グラム、白岡町が937グラムという排出量の状況でありました。その翌年度、ごみ袋有料化直後については、両市ともに排出量が大幅に減り、最新の情報である平成29年度の排出量を見ますと、蓮田市が742グラム、白岡市が780グラムとなっております。両市のごみ排出量抑制の取り組みは、埼玉県市内で蓮田市が3位、白岡市が12位となっております。なお、蓮田市は、平成28年度に埼玉県市内でトップの排出量抑制の取り組み状況でありました。このように蓮田、白岡両市ともに、排出量抑制の取り組みについて、市民の方は日々努力を重ねております。

次に、指定ごみ袋の価格についてですが、事前にいただいた、先ほど森議員のおっしゃっていたところからの答弁のデータをもとに作製等のコストを試算しますと、先ほどのと重複するのですが、袋の作製から配送までが1枚当たり、45リットルですと約11円、売捌き手数料が1枚当たり約3円、これらを足して1枚当たり約14円のコストがかかっております。残りの税抜き34円が純粋なごみ処理手数料となるわけですが、私たち市民の目線で考えると、ごみ排出量が減れば、その分ごみ処理費用も下がるように感じます。しかし、前述のとおり、ごみの排出量が大幅に抑制されたにもかかわらず、20年間ごみ袋の価格は据え置かれたままであります。

先ほど1世帯500円をというお話があったかと思うのですが、そのデータをもとにというお話も20年間続いているかと思うのですが、ごみ排出量を約25%抑制しているにもかかわらず、20年近く当時の価格のまま有料指定袋の値段が据え置かれている理由、妥当性をお答えいただきたいのですが、お願いします。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 妥当性という点ではどうかという御質問ですが、おっしゃるとおり、近年ではごみの排出量は、わずかではありますけれども、減少傾向を続けております。

一方で、処理施設、もう平成7年に竣工しております、老朽化も目立つということで、施設の維持管理あるいは修繕等の費用も高騰しておりますので、ごみの排出量が減る、イコールその処理経費削減に直接結びつくものではないということをご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○藤井栄一郎議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 ありがとうございます。ごみの排出量イコールごみ袋の価格には結びつかないというお答えだったかと……

〔「処理」と言う人あり〕

○8番 関根香織議員 ごみ処理費には結びつかないというお答えの中で、施設の老朽化の維持管理というふうには先ほどおっしゃっていたかと思うのですが、これに関しては、ごみ袋の売り上げの歳入を目的としているということですか、老朽化に対して。そういうのは積立金で補うものではなく、それも含めて歳入と考えているという認識でよろしいですか。

○藤井栄一郎議長 折原局長。

○折原浩幸事務局長 この燃えるごみの有料指定袋の手数料というのは、特に施設整備に特化して手数料をいただいているわけではございませんので、ごみ処理経費全般に基本的には充てる目的でございます。

先ほど担当課長から申し上げましたとおり、このごみ有料指定袋の値段は、ごみの量が減ったからといって連動して下がるわけではございません。燃えるごみを処理するためには、先ほど言った指定袋の製作経費や運搬経費はもちろんですが、それを毎日収集する費用、それから処理場で焼却処分する費用、それからまた今度焼却した灰なんかを埋め立て処分ですとかリサイクルに回している費用、もろもろたくさんの経費がかかってございますので、それが、量が減ったことによって経費が減る分というのも幾つかあるかもしれないのですが、それによって全てが減少するというわけではございません。そういった点でご理解をいただきたいかと存じます。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「議長、さっきの事実関係がちょっと違っているのでは、いいですか」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 先ほど箱数と、1箱250枚で、さっき製作しているという箱数を答えていただいたのではないですか。計算したのですけれども、今、売捌き手数料の枚数と、売っている枚数は一緒ですね、合致していますよねというお話でした。製作枚数も合致しているというお話でしたが、先ほどの答弁で、箱数掛ける250枚を順々にしたら、燃えないごみ袋のほうは合っていないのですけれども、倍つくってあります。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 大変失礼しました、私の言葉足らずで。

燃やせるごみにつきましては1箱250枚、燃やせないごみにつきましては1箱125枚入りでござい

ました。大変失礼しました。

○藤井栄一郎議長 木佐木議員。

○11番 木佐木照男議員 歳入の8ページの古紙売却2,551という、前年比で44トン減というふうな答弁がございましたが、44トン減ったというのは、前によく不法業者に持ち去られるというような話もございましたが、要因としてはまだそういうことが考えられているのですか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 木佐木議員のご質問なのですけれども、持ち去りというのはゼロにはなっていない現状がございます。ただ、年々古紙類の回収量が減っている原因としましては、電子書籍というのですか、そういうものの普及とか、そういうことが大きな要因だというふうなことです。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 先ほどの質問に関連して質問させていただきます。

歳出のほうの18ページのほう、2目じん芥処理費の13節委託料のところの資源物持ち去り防止対策調査業務委託費というのがあるのですけれども、こちらはその問題にも関連したものなのか、経緯とどのような対策かをご説明ください。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 資源物持ち去り防止対策調査業務委託費、こちらにつきましては、関東製紙原料直納商工組合という組合さんと委託業務をさせていただいております。内容としましては、両市内から持ち去りの行為者が後を絶たないということもございますので、この業務の中で、まずGPS、これくらいの小さなGPSの装置をお借りしまして、それを新聞紙に設置しまして、その新聞が具体的にどこへ運ばれているのか、そういった業務のためと、それからこの近隣の持ち去りの現状の調査のほうをあわせて委託しているのがこの業務でございます。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 それは、では今年度からの調査委託ということで、ではこれからも引き続き行っていくようなことなのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 これにつきましては、平成30年度からの業務になっておりまして、今後におきましても、持ち去りがなかなか減らないという現状がございますので、引き続き続けていきたいと考えております。

○藤井栄一郎議長 高橋議員。

○7番 高橋健一郎議員 7番、高橋健一郎でございます。

ちょっと確認させていただきたいのですけれども、歳入歳出決算事項別明細書の中のほうの10ペ

ージでございますけれども、1款議会費の中のバス借上料ということでございまして、15万9,840円の内訳を教えてください。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 バス借上料につきましては、前年度は宿泊での研修でございましたので、2日間のバス借上料、そのほかに参加者の保険料と一緒に含まれての費用です。

○藤井栄一郎議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 4点ほどお聞かせ願います。

まず、最初にドライブレコーダーをつけたということですが、これで全車についているのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ただいま公用車全車輻に取りつけております。

○藤井栄一郎議長 斎藤議員。

○10番 斎藤信治議員 次です。エコプラザ体験講座、講座を増やしたということですが、実際どれだけの人が参加しているのかで、その定員に対してどれだけ定員を満たしているのか。それと、去年との比較で、実際どれだけふえたのか、その辺をお伺いします。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 エコプラザの体験講座なのでございますけれども、昨年度は12講座開催しておりまして、本年度につきましては17講座ということで、5講座増やしております。

定員の関係なのでございますけれども、やはり人気のある講座、人気のない講座がございまして、特に布のリフォームですとか包丁研ぎの体験につきましては定員をオーバーということで、人気のある講座となっております。そのほかについては、半分ぐらいですか、定員を募集しても半分ぐらいの人数というところになっていると思います。

○藤井栄一郎議長 課長、まだ答弁あるの。

○藤井勇年リサイクル推進課長 人数がわかればなと思って今。

○藤井栄一郎議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名であります。

休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 プラスチックごみ、ペットボトルとか中国や東南アジアに出して、それを受け取り拒否されてという状態が何度かニュースになっていると思います。この影響は、こちらの環境センターに対して何らかの影響はあったのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 売却益が、中国の輸入規制と、あと貿易摩擦等によって、今年度売却益が相当下落しております、そういう傾向がございます。

○藤井栄一郎議長 齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 売却益が減ったというのは、処理できなくなるという状況ではないということでしょうか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 今年度につきましては、何とか売却をできているという状況ではございます。

○藤井栄一郎議長 齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 もう一つ。先ほど代表監査委員から監査報告の中で、最後に提言要望ということで4点ほどあったかと思うのですが、これに関してどういう、監査委員に対して回答をされているかと思いますが、どのような回答をなさっているのでしょうか、お伺いします。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 毎年監査委員のほうから、こうした審査における提言要望事項につきましては、事務方のほうで、今後の対応策、その辺を検討いたしまして、公表をさせていただいているところがございます。今回いただいた提言内容については速やかに、改善できるところは改善して、また見直すべきところは見直しをさせていただき、なおかつその方針を示さなくてはいけないところについては方針を示して、その対応策というものを今後公表させていただくというところで

○藤井栄一郎議長 齋藤議員。

○10番 齋藤信治議員 今後改善をしていくというお答えだったと思います。具体的な改善等出れば、今議会で報告していただければと思います。いかがでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 こちらの決算審査の提言文につきましては、事務方のほうで毎年3月末までにはその方針を決定いたしますので、3月議会のときに議会のほうに報告はできると思います。

○藤井栄一郎議長 石川議員。

○2番 石川誠司議員 2番、石川でございます。

私は、余りこの組合議会、議員として参加していなかったものですから、よくわからなくて、予

算の編成のときに説明があったかもしれないのですが、2ページのところに、歳入が増額となったところで、26年度の借り入れと27年度の借り入れが元金の償還の開始により分担金が増額したと。蓮田市に1,500万の、白岡市が1,579万6,000円だと。分担にしろ世帯数にしろ、蓮田のほうが若干いつも、先ほどの説明でも53%の46%の割合があるというのに、白岡市さんが多かったというのはどういう理由なのでしょう、ちょっと説明をお願いします。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 この結果については、あくまで前年比の比較でございますので、前年の1年間における世帯数の増が、白岡市のほうが多く増えていると、蓮田市はそんなに増えていない結果で、そのような割合になっております。

〔「増えていないというよりも減っているという」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 蓮田市については減の方向にあります。白岡については増の方向にあります。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 そもそもの話で申しわけないのですが、決算書の4ページの翌年度繰越額についてなのですが、昨年はゼロ円だったのですが、今年は繰り越しが47万5,200円ということで、これの積算理由というか、少額なこの金額というのは、何か積算の計算根拠とかいうものがあるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 この47万5,200円につきましては、粗大ごみの納付書発行システムというものをリースしております。これにかかわります、このたびの元号の改正がございまして、そのシステムの変更に、平成30年度末までに変更することができないということがございまして、翌年度、つまり今年度に繰り越しをさせていただきました。

以上です。

○藤井栄一郎議長 大島議員。

○6番 大島 勉議員 決算書の12ページのごみ分別アプリ業務委託費なのですが、こちらについて、私も今回衛生組合のほうは初めてなので、30年度中の利用状況ですとか、その成果について、もしわかればお願いしたいと思います。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 ごみ分別アプリの成果については、年々ダウンロード数もふえておりまして、30年度3月末段階で9,052件というデータがございます。こちらの導入時点、28年の4月から導入を開始しておりまして、28年度末では3,900件ほどでしたので、今その倍以上のダウンロード数があるということで、大分成果は上がっていると考えております。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 同じ箇所なのですけれども、委託料の中の幾つか、予算書作成業務委託費や決算書作成業務委託費とか会計伝票作成業務委託費というものが昨年からふえているのですけれども、恐らくこれを作成するための委託費なのですが、今まではどうしていたのか。今回これを委託することで効果はあるものなのかという点をご説明ください。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 こちらは、予算書と決算書の作成部数が異なりまして、通常ですと同部数なのですが、議員の改選等がございますと、そのときに、改選の議員さんにお渡しをするということがございますので、その年度によって決算書の部数を増刷する場合がございます。

〔「違うんだ。聞いていることと違う」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時15分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 申しわけございませんでした。昨年度は、広報誌等の作成業務委託87万4,834円の中に、広報誌、予算書、決算書を含めての計上をさせていただいておりました。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 もう一度確認させていただくのですが、広報誌を作成する中に予算書作成、決算書とか会計伝票作成業務も入っていたということですか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 契約はそれぞれ別ですけれども、決算の計上としまして、一括で一つの歳出として計上させていただいたということでございます。

以上です。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 9番、森です。

先ほどの、どうも理解できないのですけれども、説明書のほうの15ページで、ごみ処理世帯とい

う表記、あえて人数でもなく、枚数でもなく世帯という表記で金額を、ごみ袋の単価を決定しているというお話でしたけれども、57万8,375世帯という、この世帯というのはどういう、純粹ないわゆる世帯とは違いますよね。どういう意味の世帯なのか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 これにつきましては、両市の各月の世帯を1年間、12カ月通して、延べの世帯数でございます。

以上です。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 済みません、2回目。

ということは、これの延べ、これを12で割ると、いわゆる蓮田と白岡の世帯数、それでも延べなのでしょうけれども、およその世帯数ということになるのですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 12で単純に割るということは、各月の平均の世帯数ということになるかと思えます。

以上です。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 先ほどごみ袋の金額を決める上で比較対象としているのが、かつては1世帯500円で年間6,000円、それを参考値にしていて、審議会にも諮問をして、袋の妥当性、金額の妥当性がありますよという答弁をいただきましたよね。そこで言う1世帯500円で年間6,000円の世帯という、その世帯と、今回この57万8,375世帯の世帯というのは、同じ比較する世帯として意味的に一緒だということでもいいのですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 そのとおりでございます。

〔「じゃ、12で割った数字が比較対象でいいんですよね」「金額の妥当性を聞いているのよ、袋の」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 袋の以前の1世帯500円の料金設定の場合は、実世帯数で毎月それを徴収させていただいておりましたが、今回の主要施策の中で総数の数字は実績のトータルでございますので、単純に1世帯500円を徴収していたときの数字の総数と同数でございます。要はこちらに書いてある57万8,375世帯というのは蓮田市、白岡市の延べの実績の世帯数でございますので、仮にこれを1世帯500円という徴収でしていたときの数字の積み上げと同じ積み上げの結果でございます。

○藤井栄一郎議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。

まず、歳入歳出決算書の16ページ、衛生費の中から、また指定ごみ袋売捌き手数料についてなのですが、先ほどおっしゃっていた有料指定袋については、45リットル1枚当たり税抜き48円で市民の方は購入されており、内訳は先ほどのとおりなのですが、このほかに市民の方は、ごみ袋1枚に対して3円の消費税が徴収されているかと思えます。この消費税については、消費税法第60条の規定で、国や地方公共団体に対する消費税の特例が定められておりまして、課税標準額に対する消費税額と控除することができる消費税額を同等と見なすことが規定されておりますけれども、現在組合では市民の方から徴収した消費税、こちらは国へは納税はされているのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 私ども地方公共団体におきましては、消費税の納付義務はございません。

○藤井栄一郎議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 再度伺います。

納税の義務はもちろないとことなので、いわばごみ袋に関しては、非課税とすることも税込み価格とすることも可能だと思うのです。消費税について、近隣市町の状況確認を行ったところ、埼玉県内では、蓮田白岡衛生組合以外全ての団体で非課税または税込み価格としてごみ袋の販売を行っている状況でありまして、加須、幸手、杉戸、近隣で有料化をしている団体に関しては、いずれの団体も消費税は非課税です。このため、あしたからの消費税増税によって、県内で唯一蓮田、白岡の両市民だけが生活費負担増となる状況であります。

現在埼玉県において、45リットルのごみ袋の購入価格が一番高い蓮田、白岡両市であります、それでもなお消費税課税による負担増は必要なのか。消費税については、取り扱いが組合の判断に委ねられる事項かと思えますので、今後非課税とすることや、例えば税込み価格とすること、これはご検討いただくことは可能でしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 そもそも手数料の消費税の課税の考え方なのですが、あくまで最終的な裁量といたしますか、決定は、関根議員さんがおっしゃるとおり、税務署の見解としては、その自治体の裁量によるという面があるというのはお聞きしております。

ただ、このごみ処理手数料というのに関しては、環境省、それから国からの通知においても、しかるべき、消費税を課税すべきという見解も出てきております。それで、指定ごみ袋だけの金額ではなく、各施設に搬入する手数料についても当然課税対象というふうな見解を持っております。

また、近隣におきましては、久喜宮代衛生組合さん、これは先般7月に臨時議会を開会いたしまして、今まで消費税の形を明記していなかったということで、消費税を課税していなかったことを改めまして、あすから全ての手数料の10%を加算した金額を徴収するということでの組合議会での議決も経ているということでございまして、手数料自体については、当然消費税は課税されるもの

というふうに解釈しております。

○藤井栄一郎議長 質問、関根議員。

○8番 関根香織議員 ということは、先ほどおっしゃった売捌き手数料などにも増税がかかると。指定ごみ袋の中の一部としてはかかっているという認識でよろしいですか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 売捌き手数料につきましてもかかってきます。先ほど私、3円に、正確には105分の108掛けというふうに答弁させていただきましたけれども、あしたからは105分の110を売捌き店さんにお支払いするということになります。

以上です。

○藤井栄一郎議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 もう一件別件でお願いします。8番、関根香織ですけれども。

歳入歳出決算書、成果に関する説明書のほうの19ページ、広告収入、有料広告掲載料27万円がありますが、これの詳細を教えてください。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 こちら27万円の収入につきましては、ごみ収集日程表に掲載をする企業さんからの収入でございます。収入の内訳でございますが、全部で7社の収入でございます。今手元にあるのですけれども、こちらが収集日程表になっているのですが、ここの一部分、ここの部分だけの掲載になっています。一升が3万円、2升分で1つの企業の掲載があり、これらが含まれていまして、合計27万円という形で記載しております。

○藤井栄一郎議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 再度質問いたします。

例えばごみ収集日程表に掲載ということでしたけれども、これを例えば今後ごみ袋だったり、ごみ袋の包装袋などに広告スペースなどを設けるなど、新たな広告収入の確保は何かお考えはありますでしょうか。

○藤井栄一郎議長 齋藤課長。

○齋藤 晃廃棄物対策課長 この件につきましても、廃棄物減量化推進審議会のほうからご意見をいただいております。平成28年に、両市の商工会を通じましてアンケート調査をさせていただきました。約1,740カ所の事業者さんでございます。その回答なのですけれども、残念ながら2%ほどしか回答がございませんでした。

その中で、広告につきましては、例を挙げますと、食品製造業のため、ごみ袋への広告は難しいと考える。あるいは、経費がかかる。これからは電子媒体を重視する。ごみ袋への広告を消費者がよく見るとは思わないといったようなご意見をいただきまして、このような状況から、現時点で指定ごみ袋への広告の掲載については難しいのではないかとというふうに考えています。

○藤井栄一郎議長 森議員。

○9番 森 伊久磨議員 最後に1点お聞かせください。

説明書のほうの28ページに、一番最初に、焼却灰等運搬業務委託で株式会社ウィズウェイトジャパンさん、29ページにも、一番下のほうに、キレート設備点検業務委託で株式会社ウィズウェイトジャパンさん、30ページのガラス類処分業務委託で株式会社ウィズウェイトジャパンさん、その下のペットボトル処分業務委託で、これも株式会社ウィズウェイトジャパンさん、あと34ページに、ごみ処理施設機器補修工事で3号炉煙道保温カバー復旧工事で株式会社ウィズウェイトジャパンさんということで、ちょっとこれ純粹に聞きたいのですけれども、処分業務委託をやったり運搬をしたり、点検業務をされたり復旧工事をやったりとか、かなり多岐にわたって、多種、多岐、多様な業務をこのウィズウェイトジャパンさんが受けていますけれども、すごくウイングの広い、業務を多様にできる会社さんだと思うのですけれども、純粹にどういった会社さんなのか。余りこういった事例は、この中では落札業者の中にないので、ちょっと不思議に思ったのですけれども、運搬から復旧工事まで、どんな会社さんなのか教えてください。

○藤井栄一郎議長 小林課長。

○小林秀之施設課長 ウィズウェイトジャパンにつきましては、本社は大宮にある業者でございます。昔から一般廃棄物のごみの処分、またリサイクルを行っている会社であります。工事に関しましては、数年前から工事の部門をつくりまして、事業を拡大しているといったような事業で、ウィズウェイトジャパンにつきましては、埋め立て処分、草津にあります埋め立て処分場、当組合も出しておりますが、各市町村も相当、埼玉県各市町村も出しているような、公的な事業を特に中心にやっているような業者でございます。

以上です。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 説明資料の22ページなのですけれども、総務費、総務管理費、財産管理費の中の修繕料で、屋内ストックヤードの電動シャッター修繕が2回行われています。台風21号と24号に係る被害ということなのですけれども、このそれぞれ同じ箇所なのか、同じストックヤードの中でも違うシャッターが壊れてされたものなのか、詳細をお聞かせください。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 それぞれ違う箇所の被害がありました。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 それは、どのような修繕内容だったのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 21号による被害は、ストックヤードに全部で6枚のシャッターがございます。一番南側のシャッター1枚、一部分だったので、シャッターのレールがあ

るのですけれども、そこからシャッターが外れてしまったというような状況でした。

24号による被害なのですけれども、これが3枚、これはもうほぼ全損という形になりました。

以上です。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 かなりひどい風とか、そういうもので壊れたのだと思うのですけれども、そのほかにも似たような、今後の台風とかを予測して、そういう危ない箇所はないのかどうか。

あとは、これに係る被害が、例えばシャッターが飛んでいってしまったとかということがあるかわからないのですけれども、何か周りに与える懸念される影響などはありますでしょうか。

○藤井栄一郎議長 藤井課長。

○藤井勇年リサイクル推進課長 ことしかなり台風が何回か、直接被害はなかったのですけれども、何回か、今後も台風があらうかと思うのですけれども、それに備えて準備は万全にしていきたいと思っております。

○藤井栄一郎議長 榎本議員。

○3番 榎本菜保議員 シャッターがあいて、中のものが散乱したりとか、外に出てしまったりとかということもあると思うので、これから天候は予測がつかないのですけれども、万全を期していただきたいと思います。

○藤井栄一郎議長 大島議員。

○6番 大島 勉議員 決算書の8ページの雑入、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金等141万4,565円があるのですが、説明書によると、福島第一原子力発電所の事故に起因する対策費用29年度分ということで出ているのですが、もうちょっと詳しく中身を教えていただければと思います。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 こちらの東京電力の賠償ですけれども、まずは各種の放射能濃度の測定業務委託費、これを満額請求させていただいています。また、焼却灰を埋め立てする際に、放射能に汚染されている可能性があるものについて、それについては通常の焼却灰と別に埋め立てをすることができない。要するに測定するとき、全部測定をして出すわけにはいきませんので、ある程度焼却灰の埋め立ての費用がかさ上げされました。その差額分についても東京電力に補償をいただいているところです。その合計の費用が、毎年計上させていただきまして、それぞれ請求をさせていただいている。今のところ請求額満額を東電のほうからいただいております。

以上でございます。

○藤井栄一郎議長 大島議員。

○6番 大島 勉議員 損害賠償金については、いつまで継続されるとかという話はあるのでしょうか。

○藤井栄一郎議長 黒崎次長。

○黒崎 晃次長兼庶務課長 その安全性が確保されるまでは、私どもとしては測定は続けていくということになります。また、焼却灰の埋め立てに関しても、埋立地の安全性の見解が示されない限りは、今の費用が下がるということはありませんので、あわせてその分についても請求は続けさせていただきます。

○藤井栄一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○藤井栄一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○藤井栄一郎議長 これより採決に入ります。

議案第10号 平成30年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤井栄一郎議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時37分

再開 午前 11時38分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議員派遣について

○藤井栄一郎議長 日程第9、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。衛生組合事業運営の参考のため、会議規則第155条第1項の規定により、蓮田白岡衛生組合議員全員を視察先である埼玉県久喜市、茨城県猿島郡境町及び栃木県宇都宮市に、令和元年10月29日に派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤井栄一郎議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

よって、会議規則第155条第1項の規定により、閉会中に蓮田白岡衛生組合議員全員を埼玉県久喜市、茨城県猿島郡境町及び栃木県宇都宮市に派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午前 11時45分

○藤井栄一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○藤井栄一郎議長　ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可します。

小島副管理者。

○小島　卓副管理者　それでは、議長のお許しをいただきましたので、9月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席を賜り、まことにありがとうございました。また、ご提案を申し上げました議案につきましては、慎重ご審議の上、ご可決、ご認定を賜り、まことにありがとうございます。

本年度より埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制要綱に基づき、桶川市からの家庭ごみの搬入が開始され、順調に処理されているところでございます。

今後におきましても、施設の保守点検には万全を期し、蓮田市、白岡市の市民生活に支障を来すことのないよう、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

また、本日監査委員からご報告がありました点や要望事項につきましては、速やかに改善を図り、事務執行を行ってまいります。

今後も議員の皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、職員とともに職務に精励してまいりたいと存じます。

議員の皆様の方の今後のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○藤井栄一郎議長　以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和元年第4回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前11時48分